

令和5年度第3回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録概要

1 日 時 令和6年2月8日(木) 13:58~15:05

2 場 所 新居浜市消防防災合同庁舎5階 災害対策室

3 出席者(委員) ※敬称略

【被保険者代表】 藤川 妙子 鴻池 多喜子 石井 千恵子 柴田 智恵子

【保険医又は保険薬剤師代表】 今中 徹 江盛 康之 北村 好隆

【公益代表】 仙波 憲一 河内 優子 頼木 熙子

【被用者保険等保険者代表】 土岐 正和 三浦 淳一郎

【事務局】 久枝福祉部総括次長 真鍋国保課長 岩崎副課長
藤岡係長 藤井係長 近藤係長 高月係長

4 欠席者(委員) 2人

【保険医又は保険薬剤師代表】 村上 宏之

【公益代表】 野田 明里

5 傍聴人 0人

6 議題

【審議事項】

(1) 令和6年度新居浜市国民健康保険事業計画(案)について

(2) 諮問事項について

(3) 令和6年度当初予算編成方針(案)について

【報告事項】

(1) 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 新居浜市の保健事業について

(3) その他

事務局

皆様おそろいですので、ただいまから令和5年度第3回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の出欠についてですが、保険薬剤師代表の村上委員さん、公益代表の野田委員さん2名の方から欠席のご連絡がありましたので、報告します。

次に、本日のこの会議は、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定により、全委員の2分の1以上かつ各代表委員1名以上の出席の条件を満たしており、会議は成立していることを報告します。あわせて、この会議は公開とさせていただきますので、ご了承ください。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。今回は被保険者代表の藤川委員さんと、歯科医師代表の北村委員さんをお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

両委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、開会に当たり、福祉部久枝総括次長から、ご挨拶申し上げます。

総括次長

(総括次長 挨拶)

事務局

続いて、諮問書の交付を行います。久枝総括次長、お願いします。

総括次長

(総括次長から会長へ、諮問書を交付)

事務局

続いて、これより議事に入りますが、新居浜市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、会長が議事の進行を行うこととありますので、仙波会長に、これからの議事進行をお願いします。

会長

(会長 挨拶)

それでは議題のうち、審議事項(1)令和6年度新居浜市国民健康保険事業計画(案)について、事務局から説明を求めます。

国保課長

それでは、令和6年度新居浜市国民健康保険事業計画(案)について、説明します。左上に審議事項(1)と記載しております資料1ページをご覧ください。

市町村国保においては、小規模な保険者が多いため財政が不安定になりやすいこと、また被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低いといった構造的問題を解消するため、平成30年度から国保の県単位化が開始されております。この制度に基づき、財政の健全化や効率的な事業の推進、被保険者の健康増進などを図るための方針や取組について定めるものです。

令和6年度の国民健康保険事業についても、重点事業として(1)から(7)の項目について積極的に推進してまいります。

- (1) 適正な保険料率の設定
- (2) 適正な保険料の徴収
- (3) 被保険者資格の適用の適正化
- (4) 適正な保険給付
- (5) 保健事業
- (6) 医療費の適正化
- (7) 広報啓発事業

の項目ごとの事業計画について、簡単に説明させていただきます。

まず（１）適正な保険料率の設定については、財政の健全化を進めるため、県が定めた市町標準保険料率等を参考に、被保険者の保険料負担が急増することのないよう十分に考慮しながら、今後複数年をかけて段階的な保険料率の改定を行います。

次に、２ページの表をご覧ください。

（２）適正な保険料の徴収については、令和６年度の収納率の目標として、直近３か年の平均収納率、現年度分９６．３３％、及び直近３か年の最高収納率、滞納繰越分５３．９０％を目標とし、目標の達成に向けて収納対策の強化に努めます。また、保険料等相談員の短期未納者に対する電話、臨戸による納付勧奨により滞納の早期解消を図るとともに、併せて口座振替への加入促進、悪質滞納者に対しては財産調査、差押えなどを適切に行ってまいります。

次に（３）被保険者資格の適用の適正化については、被保険者資格の適用の適正化は、保険給付だけでなく、未納保険料の縮減にもつながることから、定期的を実施します。令和６年度においても、日本年金機構との覚書により提供を受けることができる国民年金情報を活用し、社会保険への加入者については、脱退手続を勧奨するなど資格の適正化を図ってまいります。居所不明者への対策として、現地調査などを行い、不現住が確認された場合は、市民課に住民票の抹消依頼を行ってまいります。また、所得の未申告世帯に対しては、簡易申告はがきを送付し、返信のない世帯には訪問等により申告を促し、必要な保険料の軽減を適用するなど、賦課の適正化を図ります。

次に３ページをご覧ください。

（４）適正な保険給付については、レセプトの点検調査は、直接的な財政効果のみならず、糖尿病の重症化予防などの保健事業の具体的取組についての重要な材料となるほか、適切な内容点検を行う再審査請求により無駄な医療費の支出を抑制することや給付発生原因の把握に努め、加害者に対して第三者行為の求償を行い、保険給付費の抑制に努めてまいります。また、第三者求償などの取組強化については、レセプト点検、救急車の出動情報の取得等により第三者行為のレセプト発見に努めるほか、疑義案件の抽出方法を県内で統一化するなど適正な処理を推進します。また、令和４年１０月１日から高額療養費の支給該当被保険者が属する世帯主を対象に高額療養費の簡素化申請が可能となり、申請手続の簡素化を進めております。対象者の申請漏れをなくし、住民サービスの向上を図るとともに、市が行う申請の勧奨や受理等の事務負担の軽減を図ります。

次に（５）保健事業については、生活習慣病の発症や重症化の予防を重点的に取り組んでまいります。被保険者の生活の質の向上と医療費の伸びを抑制するためには、脳血管疾患や虚血性心疾患のり患率を下げることが重要であり、第４期新居浜市特定健康診査等実施計画に基づき、その課題解決に向け、特定健康診査、特定保健指導の受診率等の向上に努めてまいります。

４ページをお開きください。

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の目標及び実績を記載しています。特定健康診査については、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減

少しでしたが、令和3年度以降はコロナ対策も講じながら着実に上昇しております。令和6年度の目標として、令和6年度を初年度とする第4期新居浜市特定健康診査等実施計画（案）に基づき、特定健康診査受診率を39%、特定保健指導実施率を60%とします。また、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するため、令和6年度を初年度とする第3期データヘルス計画（案）に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防のための効果的かつ効率的な保健事業に取り組みます。発症予防については、特定健康診査未受診者対策や効果的な特定保健指導の実施に取り組みます。重症化予防については、脳血管疾患、虚血性心疾患等のリスクである高血圧、脂質異常、糖尿病の減少を目的に、健康診査の結果に基づき、医療機関への受診勧奨等の個別の保健指導に取り組みます。また、新規人工透析導入者の減少を目指し、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組んでおり、令和6年度も引き続き、新居浜市医師会や市内糖尿病専門医等と連携を強化し事業を推進します。

次に（6）医療費の適正化については、被保険者の生活の質の維持を確保しつつ、増大する医療費支出の適正化を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進のための差額通知、医療費通知の実施や、重複受診者等に対する指導、相談に取り組みます。

次に（7）広報啓発事業については、被保険者に対して国民健康保険制度の周知を図り、国保に対する理解や関心を深めてもらうため、パンフレット「みんなの国民健康保険」を作成し、全戸配布するなど広報・啓発に努めてまいります。

以上で、令和6年度新居浜市国民健康保険事業計画（案）についての説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

ただいまの説明について、何か質問やご意見などはありませんか。

ご質問等がないようですので、この議題については、ご異議ないものと認めます。

よって、審議事項（1）については、原案のとおり承認されました。

次に審議事項（2）諮問事項について及び審議事項（3）令和6年度当初予算編成方針（案）については関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

国保課長

まず資料の6ページ、諮問事項について、説明します。本日お手元に配付しました諮問書の写しもお覧ください。令和6年度の国民健康保険料について、諮問するものでございます。まず、現在の国保の財政状況等について説明します。平成30年度から開始されました国保の県単位化の施行に伴い、県に納める事業費納付金が保険料の設定に大きく影響しています。令和6年度の事業費納付金額は令和5年度に比べて、約2億5,000万円の減額の見込みですが、被保険者の減少によって一人当たりの納付金額は上昇しています。また、本市の財政状況が厳しさを増す中、決算補填目的の一般会計繰入金の解消が求められていること、さらに愛媛県国民健康保険運営方針においても、決算補填目的の一般会計繰入金の完全廃止に向けた対応が求められており、本市においては、赤字削減・解消変更計画に基づき、保険料率の見直しが必要な状況です。

しかしながら、新居浜国保に加入する世帯の多くが、低所得者や高齢者であり、見直しは慎重に行う必要があるため、愛媛県が提示する標準保険料率ベースに近づけた保険料率を設定したものです。よって、令和6年度国民健康保険料については、

令和5年度第2回本協議会において、ご協議いただきました内容から変更はありません。医療分の所得割率を10.7%、均等割額を29,450円、平等割額を19,140円、後期高齢者支援金等分の所得割率を3.1%、均等割額を8,700円、平等割額を5,650円に、介護分の所得割率を2.8%、均等割額を8,640円、平等割額を4,180円とし、賦課限度額については、政令の改正に従い、後期高齢者支援金等分を22万円から24万円へ引上げ、医療分を現行の65万円、介護分は現行の17万円の据置きとし、全体の賦課限度額を106万円にすることを考えております。お手元に配付の資料を1枚めくっていただきますと、答申書(案)を作成いたしておりますので、お諮りいただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、愛媛県へ納付する事業費納付金の確定通知は、令和6年2月下旬の予定となっております。令和5年12月末に愛媛県から示された内容をそのまま予算計上したものでございますが、変更の可能性もございます。通知がありましたら、まず事務局で内容を確認します。愛媛県から示される確定額が、当初予算(案)と大幅な差が生じるような場合は、改めて委員の皆様にご審議いただくこともあるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上で諮問事項の説明を終わります。

続いて、令和6年度国民健康保険事業当初予算編成方針(案)について、説明します。資料8ページをお開きください。

予算編成の基本方針においては、市民生活の安心安全を保障するという国保制度の持つ使命を果たすため、健全な財政運営に留意し、国保事業の適正かつ安定的な事業運営を図ることを基本方針としております。

また、財政の健全化を図るために事業計画を作成し、保健事業をはじめ医療費適正化に取り組むほか、保険料の収納対策に努め、収支両面で経営努力を進めてまいります。

次に、令和6年度の当初予算編成ですが、先ほど諮問事項で説明しましたとおり、県単位化による将来的な保険料率の統一、一般会計からの法定外繰入れによる赤字補填の解消を推進していくため、令和4年度から保険料率の見直しを行っておりますが、令和6年度においても引き続き改正を実施し、複数年をかけた情勢を見極めながら段階的な見直しを行ってまいります。また、本市は一人当たりの医療費が高く、事業費納付金の増額につながっていることから、より一層医療費の適正化に取り組んでまいります。

続いて、歳入及び歳出について、それぞれ項目ごとに説明します。

資料11ページの参考資料令和5年度当初予算及び令和6年度当初予算(案)比較表も併せてご覧ください。

まず、歳入について、説明します。

保険料は、歳出の内容の見直し、縮減を図ったことなどによりまして、対前年度予算比11.4ポイント減の15億8,994万9,000円を計上しております。

次に、県支出金のうち、保険給付費について全額県から交付される普通交付金は、対前年度予算比2.0ポイント減の87億2,671万6,000円、保険者努力支援制度交付金などの特別交付金は、対前年度予算比13.2ポイント減の

2億2,327万6,000円を計上しております。

次に、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）は低所得者に係る保険料軽減分を一般会計から補填するもので、軽減相当額の4分の3を県が、4分の1を市が、それぞれ負担し、国民健康保険特別会計に繰入れるもので、対前年度予算比0.7ポイント増の4億2,695万5,000円を計上しております。

9ページをご覧ください。

保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県・市が4分の1ずつを負担するもので、対前年度予算比4.0ポイント増の2億2,378万3,000円を計上しております。

次に、未就学児均等割保険料繰入金は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、国が2分の1、県・市が4分の1ずつを負担するもので、対前年度予算比6.6ポイント減の333万円を計上しております。

次に、職員給与費等繰入金は、職員給与費など、国民健康保険の事務の執行に要する費用については保険料の賦課対象経費とせず、一般会計からの繰入金で賄っており、対前年度予算比6.2ポイント増の2億311万9,000円を計上しております。

次に、産前産後保険料繰入金は、出産する被保険者に対する産前産後期間相当分の保険料免除相当額を一般会計から繰入れするもので、158万円を計上しております。

次に、出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰入れするもので、対前年度予算比14.3ポイント減の2,000万円を計上しております。

次に、財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、高齢者の割合が高いなどの保険者の責に帰すことのできない特別の事情により一般会計から繰り出されるもので、対前年度予算比2.2ポイント減の1億9,608万5,000円を計上しております。

次に、その他一般会計繰入金は、重心医療など地方単独事業の実施により減額される国庫負担金相当分について一般会計から補填するもので、6,501万9,000円を計上しており、保険料の負担緩和措置分（納付金不足分）1億1,013万5,000円と合わせて1億7,514万9,000円を計上しております。

次に、諸収入は、第三者行為による保険給付の損害賠償金や精算により国保連合会から返還される見込みの診療報酬返還金が主なものとなっており、5,752万6,000円を計上しております。

次に、繰越金は、令和6年度の決算余剰金の粹取として1,000円を計上しております。

続いて、歳出について、説明します。10ページをお開きください。

総務費は、職員や会計年度任用職員の人件費や事務費ですが、対前年度予算比6.9ポイント増の2億3,233万7,000円を計上しております。

次に、保険給付費は、医療費の保険者負担分を医療機関に支払うためのもので、

対前年度予算比2.0ポイント減の87億6,112万9,000円を計上しております。

次に、共同事業拠出金は、平成30年度の国保の県単位化により保険財政共同安定化事業は廃止されましたが、退職職権適用のための年金受給権者一覧表作成手数料として5,000円を計上しております。

次に、事業費納付金は、県単位化により創設されたもので、県内市町の給付費の財源となるもので、県から示される金額をそのまま計上しております。令和6年度の納付金は、対前年度予算比8.8ポイント減の26億6,400万9,000円となっております。

次に、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は、事業内容の見直しにより対前年度予算比6.9ポイント減の1億127万6,000円、保健衛生普及費は、838万3,000円、諸費（はり・きゅう施術補助）は1,800万円を計上しております。

次に、諸支出金については、精算に伴う保険給付費等交付金の返還などが主なものであり、対前年度予算比18ポイント減の6,233万円を計上しております。

以上のとおり、歳入歳出それぞれの総額は、対前年度予算比3.7ポイント減の118億4,746万9,000円（対前年度比4億5,475万3,000円減）でございます。

以上で、諮問事項及び令和6年度国民健康保険事業当初予算編成方針（案）の説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

まず、審議事項（2）諮問事項について、ご質問やご意見などはありませんか。

諮問事項についてですが、答申（案）にある保険料率等については、第2回本協議会において、皆様にご審議いただきました内容から変更はありません。事務局から説明がありましたとおり、愛媛県へ納付する事業費納付金の確定額の通知が、令和5年度の場合、2月28日付けで知事から発出されており、令和6年度分の確定額についても、2月末に通知される予定となっているようですから、現在は未確定であるということです。現在提示されている額から、大きな変更はないと思いますが、当初予算（案）に計上した金額と、愛媛県から通知される確定額とに大きな差が生じるような場合は、一般会計繰入金額の増額につながるおそれがあるため、見直しを行う必要があると思われまことから、改めて諮問されるよう要望して答申案のとおり、承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

（ 採 決 ）

全会一致により、諮問事項については、答申案のとおり承認することに決定し、市長へ答申します。

次に審議事項（3）令和6年度当初予算編成方針（案）について、ご質問やご意見などはありませんか。

石井委員

保険料に関しては、そのとおりだと思いますし、意見はありませんが、先日1月10日付けの国保新聞に、保険料激変緩和廃止を決定という記事がありました。保険料の激変緩和措置は廃止されても、廃止分の財源は普通調整交付金の中に振り替えられ、都道府県単位化以降の財源を維持したと記事にありました。歳入予算（案）

を見ていると、普通交付金は、令和5年度と比べると6年度は、予算額が減っています。増額にならないのですか。

国保課長

歳入予算に計上している普通交付金は、療養給付費、療養費、高額療養費等の、歳出予算に計上している保険給付費と同額で、全額県から交付される見込額を計上したものです。被保険者数の減少に伴い、保険給付費が減少していることに伴い、5年度より減額しているものです。

石井委員

この調整というのは、県単位で調整しているというのですか。

国保課長

そうです。国保の財政運営の仕組みとして納付金の方法が導入されたことに伴い、集めるべき一人当たりの保険料額が、前年度と比較して、一定の割合を超えて増加する市町に対し、愛媛県が激変緩和措置を取るための調整が行われているもので、国による平成30年度からの財政支援拡充のうち、保険料の激変緩和のための暫定措置を活用されてきたものです。

会長

本市では保険料を大幅に上げないために、これまで一般会計から国保事業特別会計へ繰入れを行ってきた経緯があります。先ほどの説明にもありましたように、決算補填目的の一般会計繰入金は行うべきではなく、これまで行ってきた一般会計繰入金についても、赤字削減・解消変更計画に基づいて、解消しようとしていること、それに被保険者数の減少も重なり、国保事業会計は、大変厳しい状況にあるという背景もあると思います。他にご質問、ご意見等はありませんか。

ご意見等もないようですので、ご異議ないものと認めます。よって、審議事項(3)令和6年度当初予算編成方針(案)については、原案のとおり承認されました。

次に、報告事項(1)新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、報告します。

まず、資料の報告事項(1)-1をご覧ください。令和6年1月から、単胎児を出産予定の方の場合、産前産後相当期間(4か月分)の国民健康保険料を免除するようになりました。方法については、当該年度に納めていただく保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月までの相当分について、減額するようになります。

次に、資料の報告事項(1)-2をご覧ください。令和6年4月1日から施行予定ですが、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を、現行の22万円から24万円に引上げるというものです。

次に、軽減判定所得の見直しとして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を、現行の29万円から29万5,000円に引上げ、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等に乘すべき金額を、現行の53万5,000円から54万5,000円に引上げ、5割及び2割軽減となる対象者を拡大しようとするものです。

資料、改正による保険料への影響をご覧ください。令和5年12月末現在の所得状況等のデータによるものですが、改正後の保険料への影響について見ると、医療分及び後期高齢者支援金等分は、5割軽減の対象となる被保険者数が70人増え、

2割軽減の対象となる被保険者数が5人増えるようになります。介護分は、5割軽減の対象者が5人増え、2割軽減の対象者が3人減るようになります。世帯については、医療分及び後期高齢者支援金等分は、5割軽減の対象となる世帯が43世帯増え、2割軽減の対象となる世帯が1世帯増えます。介護分は、5割軽減の対象世帯が13世帯増え、2割軽減の対象世帯が1世帯減るようになります。

また限度額の超過世帯については、後期高齢者支援金等分において、現行116世帯ですが、限度額が24万円に上げられることにより、93世帯に減少する見込みとなっております。

国保課長

補足しますと、産前産後の期間を定めて、出産を控えられている方の令和6年1月相当分から保険料を免除しようとするものです。

単胎児を出産予定の方は、出産予定月の1か月前から出産2か月後までの4か月分を免除します。令和6年1月分からの保険料となりますので、例えば11月に出産された方については、令和6年1月分の1か月相当分の保険料を免除するというものです。

後期高齢者支援金等分賦課額に係る賦課限度額の上げと、軽減判定所得の見直しにより、保険料軽減の枠を広げようとするものです。これは政令により、令和6年4月1日から定めようとするものです。

会長

報告事項(1)について、何かご質問やご意見などはありませんか。

石井委員

産前産後期間相当分の保険料免除については、出産後の届け出も可能とあります。

届け出をされず、出産された方も中にはいると思いますが、出産前の保険料について、出産後に届け出があっても免除してもらえるのでしょうか。

国保課長

出産後、お子様の国民健康保険の加入の機会の機会などを捉えてご案内し、お届けをされていない場合は、出産後の届け出により対応したいと考えています。出産後の届け出も、免除は可能です。

会長

他にご質問等はありませんか。ないようですので、続いて報告事項(2)新居浜市の保険事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、このたび策定します第3期データヘルス計画(案)の概要を踏まえながら、本市の国保保健事業について、報告します。

本市の国保課には現在、保健師3名、栄養士3名と、看護師1名が在籍しており、国保被保険者のための保健事業を推進しています。

国保の保健事業の目的は、社会保障給付費の安定と、その基盤となる被保険者の健康の保持増進、さらには健康寿命の延伸です。

これを達成するためには、生活様式や価値観の多様性を考慮することも含め、データを活用し、被保険者の特性に応じた働きかけが必要です。

このため、被保険者の皆様が利用した特定健康診査等の健康診査と医療のレセプトデータを分析し、抽出した健康課題の中から優先順位を定め、効果効率的な保健事業を進めています。

この事業計画となるものが保健事業実施計画で、生活習慣病予防を目的とする特定健康診査等実施計画と一体的に策定されます。

このたび、両計画の計画期間が令和5年度末で終了するため、計画期間の取組結

果等を踏まえ、目標達成に向けた効果的な施策展開を行うため、新居浜市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）を策定しました。

計画期間は、令和6年度から11年度までとなっております。本日は委員の皆様からご意見を賜りたく、報告します。

ここからは、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）について、概要を説明します。

健康診査の結果やレセプトを分析した結果、抽出された健康課題に対しては、予防可能な疾患に着目し優先順位を定め、取組を進めます。疾患の早期発見、重症化予防、そして医療費適正化の3つのポイントに絞ってお伝えします。

まず1点目、早期発見です。計画書（案）19ページ図表27も併せてご覧ください。

生活習慣病の予防を目的に実施する特定健康診査ですが、受診率が伸び悩み、被保険者の実態を把握し切れていない現状です。特定健康診査開始当初から受診率は30%前後で推移しております。様々な取組の結果、令和4年度には36.3%まで向上しましたが、目標値の60%に及びません。被保険者が自身の健康状態を十分に把握できていないのではないかと推察します。保険者は、国保被保険者が受診しやすい健康診査の体制を整備し、わかりやすい広報など情報提供に努めます。併せて、特定健康診査を利用していない被保険者に対し、その特性に応じた受診勧奨を行います。

2点目、重症化予防です。計画書（案）13から15ページ、22ページ及び52ページの図表を併せてご覧ください。

特定健康診査が生活習慣病予防に着目した健康診査であるのは、予防可能な疾患の対策のためです。新居浜国保の医療費を見ると、その約4割が脳心血管病、つまり脳血管疾患や心疾患が占めていますが、それらの疾患の危険因子である高血圧、脂質異常症といった基礎疾患の未治療、コントロール不良者が多いのが特徴です。さらに全体的に肥満者が増加しており、特に若い男性が目立ちます。これらのデータから、自覚症状がないために放置し重症化してから受診しているのではないかと推察します。これに対し保険者は、体の中で起こっていることをわかりやすく説明し、被保険者一人一人ができるところから生活習慣の修正に取り組めるよう支援します。対象者の健康診査の結果に応じ、リスクが重なり始めた者に対しては特定保健指導を、直ちに医療機関の受診が必要な者に対しては受診勧奨を、さらに現在治療管理中である者に対しては主治医と連携を取りながら、糖尿病性腎症や高血圧といった疾患の重症化予防に取り組みます。

3点目、医療費適正化です。計画書（案）12ページ、図表15も併せてご覧ください。

本市の一人当たりの医療費は41万4,000円で、全国と比較し高額な愛媛県の中でも、さらに高額となっております。この背景には、がんや精神疾患の医療費が高いこと、重複多剤服薬者の多さ、また適正な医療の利用が十分でない点が考えられますので、保険者は、被保険者が安心して安全に医療を利用できるように周知

啓発に努めます。また、被保険者自身が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病に関する正しい知識の普及にも努めます。

本日の本題から少し離れますが、生活習慣病に関する正しい知識の普及については、令和5年度、新たな試みが始まりましたので紹介させていただきます。

副市長を本部長とする、健康づくり推進本部です。従来、健康づくりに関する施策については、保健師等の専門職を中心に、福祉部内で推進してまいりましたが、部局を超えて、それぞれの得意分野、強みを生かしながら、組織横断的に健康づくりに関する施策を進めることになりました。ライフステージなどで5つのグループに分け、事務職、専門職が意見交換をしながら事業を推進しています。この中で、国保課は生活習慣病グループに属しています。左に簡単に、組織図を示しています。グループ会議や本部会議で助言を得ながら、各チームが活動しています。生活習慣病グループの特徴は、若い男性、つまり働き世代の肥満者が増加傾向にあることへの対策や、運動習慣の定着を目指し、経済部の産業振興課、企画部のスポーツ振興課の職員が加わったところにあります。重症化予防のポイントでお伝えしたように、脳心血管病の最大の危険因子である高血圧については、未治療・コントロール不良の多さが課題です。主な取組は、資料にお示しするとおりです。令和5年度は高血圧に関する正しい知識の普及を重点目標とし、国保被保険者を含む市民への周知啓発、ポピュレーションアプローチを行っています。啓発の一貫性を持たせるために、キャッチフレーズ「知つとる？自分の血圧」や共通散らしを作成しました。また、高血圧対策を普及したり、市民の実態をつかんだり、その機会として、これまでイベントを5回開催し、意識調査を目的とするアンケートも2回実施しました。さらに、健康づくり推進本部 生活習慣病グループから、9月から3月まで、市政だよりで連載を予定しており、様々な角度から高血圧対策について啓発しています。散らしやイベントの様子、市政だよりの掲載内容は、次のページをご覧ください。この第3期計画に示す健康課題等についても、改めて健康づくり推進本部で共有する予定です。市民の皆様が「住んでいるだけで健康になれるまち」づくりを目指して、部局を超えて連携し、令和6年度もこの取組を発展させていきたいと考えています。まとめです。

効果効率的な保健事業を行うため、特定健康診査の結果、レセプトデータに基づき、令和6年度を初年度とする第3期計画（案）を策定しました。

疾患の早期発見、重症化予防、医療費適正化の課題を解決するため、保険者として、受診率向上や生活習慣の修正、治療の継続などができるよう被保険者を支援、周知啓発してまいります。

生活習慣病に関する正しい知識の普及に関しては、健康づくり推進本部において、広く市民に向けた取組も、組織横断的に進めてまいります。

会長

報告事項（2）について、何かご質問やご意見などはありませんか。

脳血管疾患によって死亡する人が多いのか。それとも、り患する人が多いということなのでしょうか。

事務局

亡くなる方もいらっしゃいますし、治療の高度化が進み、早期に対応できれば、命を取り留めることはできますが、まひが残ったり、生活に支障を来したり、介護

- が必要になる状態になる場合があります。
- 会長 本市の傾向として、脳疾患の方が多く、医療の高度化に伴い、医療費が増加しているということなのでしょうか。
- 事務局 その傾向もあります。治療管理を十分できずに、ご自分の判断で、治療の中断、再開を繰り返す、医師から要治療と診断されても、自己判断で治療を受けないまま放置し、重症化して、救急搬送されるような事象を、被保険者のレセプトから見る場合があります。
- 会長 本市だけが、医療の高度化が進んでいるわけではなく、本市の一人当たりの医療費が高い理由は何かということ、お伺いしました。自己判断してしまう方が多いことが問題の一つだということですね。
- 国保課長 自己判断で薬の服用を途中でやめてしまうこと、通院をやめてしまうことも大きな問題ですが、薬を服用しなくてもいい生活習慣を、被保険者の皆様に心がけていただけるよう、働きかけています。
- 会長 被保険者の皆様に注意喚起し、今後も指導を続けてください。他に何かありませんか。全体を通じて何かご意見、ご質問はありませんか。
- 事務局 ご質問等ないようでしたら、最後に事務局からお願いします。
- 事務局 本日委員の皆様にご審議いただき、それぞれの議題について、ご承認を得ることができました。ありがとうございます。審議過程において、いただきましたご意見等については、今後、業務の中で配慮してまいります。
- 会長 令和5年度の運営協議会は、今回が最後の予定となります。また委員の皆様の、今期の任期中の最後の会議の予定となりますが、今後も本市の国保事業運営に、ご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。
- 会長 これをもちまして、令和5年度第3回新居浜市国民健康保険運営協議会を閉会します。ありがとうございます。

以上のとおり、会議のてん末を記録し、相違ないことを証明します。

令和6年2月13日

新居浜市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員

藤川 妙子

新居浜市国民健康保険運営協議会 保険医代表委員

北村 好隆